

条 例 議 案 の 概 要

—平成23年6月定例会—

目 次

| | | |
|-----------|--|----|
| 議案第 80 号 | 盛岡市有線テレビジョン放送施設条例を廃止する条例について…………… | 1 |
| 議案第 81 号 | 盛岡市市税条例の一部を改正する条例について…………… | 2 |
| 議案第 82 号 | 盛岡市立高等学校授業料等条例の一部を改正する条例について…………… | 6 |
| 議案第 83 号 | 盛岡市屋外広告物条例の一部を改正する条例について…………… | 8 |
| 議案第 84 号 | 盛岡市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化 に関する法律第 10 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例について… | 10 |
| 議案第 85 号 | 盛岡市公民館条例の一部を改正する条例について…………… | 11 |
| 議案第 102 号 | 専決処分につき承認を求めることについて（盛岡市平成 23 年東北地方 太平洋沖地震による災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別 措置に関する条例）…………… | 12 |
| 議案第 103 号 | 専決処分につき承認を求めることについて（盛岡市市税条例の一部を改 正する条例）…………… | 13 |

議案第 80 号

盛岡市有線テレビジョン放送施設条例を廃止する条例について

1 廃止の趣旨

電波法（昭和25年法律第 131号）の一部改正により平成23年7月24日をもって地上アナログ放送が終了するが、市の設置する有線テレビジョン放送施設では地上デジタル放送に対応することが困難であるため、当該有線テレビジョン放送施設を廃止しようとするものである。

2 条例の内容

- (1) 盛岡市有線テレビジョン放送施設条例の廃止
- (2) 盛岡市有線テレビジョン放送施設整備事業分担金条例の廃止

3 施行期日

平成23年7月25日

4 その他

有線テレビジョン放送施設の廃止に伴う地上デジタル放送受信への移行を円滑に推進するため、盛岡市地上デジタル放送受信アンテナ設置費補助金交付要綱によりアンテナ設置に係る費用について上限2万円（1保安器あたり）の設置費補助を実施している。

なお、アンテナ設置費補助に係る申請期限は、平成24年3月31日である。

議案第 81 号

盛岡市市税条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

地方税法（昭和25年法律第 226号）の改正に伴い，東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例を設けるとともに，東日本大震災に係る固定資産税及び都市計画税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等の手続きを定めようとするものである。

2 改正の内容

(1) 個人市民税関係

住宅借入金等特別税額控除の適用を受けていた住宅が東日本大震災により居住の用に供することができなくなった場合でも，残存期間について平成25年度分以後の個人の市民税における住宅借入金等特別税額控除の適用を可能とする。

(2) 固定資産税及び都市計画税関係

東日本大震災に係る固定資産税及び都市計画税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等の手続きを定める。

3 施行期日

- (1) 2 (1) 平成24年 1 月 1 日
- (2) 2 (2) 公布の日

盛岡市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号</p> <p><略> 附 則</p> <p>(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例)</p> <p>第37条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第5条の3及び附則第5条の3の2の規定の適用については、附則第5条の3第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第2項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第5条の3の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第2項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」と、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。</p> <p>(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> | <p>○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号</p> <p><略> 附 則</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|-----|
| <p>第38条 法附則第56条第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。第3号において同じ。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>（1） 納税義務者の住所及び氏名又は名称並びに当該納税義務者が施行令附則第33条第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係</p> <p>（2） 法附則第56条第1項に規定する被災住宅用地の上に平成23年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号</p> <p>（3） 当該年度に係る賦課期日において法附則第56条第1項の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由</p> <p>（4） その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項</p> <p>2 法附則第56条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から平成33年度までの各年度分の固定資産税については、第64条の2の規定は適用しない。</p> <p>3 法附則第56条第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>（1） 代表者の住所及び氏名</p> <p>（2） 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途</p> <p>（3） 特定被災共用土地に係る法附則第56条第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途</p> | |

| 改正後 | 改正前 |
|---|-----|
| <p>(4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合</p> <p>(5) 法附則第56条第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法</p> <p>4 法附則第56条第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた仮換地等（以下この項において「仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。</p> | |

議案第 82 号

盛岡市立高等学校授業料等条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）で甚大な被害を受けたと認められた者について入学考査料及び入学科を免除できるようにしようとするものである。

2 改正の内容

東日本大震災で甚大な被害を受けたと認められた者について、入学考査料及び入学科の免除及び還付に関する特例を定める。

3 施行期日

公布の日

盛岡市立高等学校授業料等条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>○盛岡市立高等学校授業料等条例 <略> (授業料等の還付の制限)</p> <p>第7条 既納の授業料等は、還付しない。ただし、第3条第1項ただし書の規定により前納した授業料については、この限りでない。</p> <p>附 則</p> <p>1 この条例は、昭和40年4月1日から施行する。</p> <p>2 授業料の額は、第2条第1項第1号の規定にかかわらず、昭和55年度にあつては月額3,500円(市の区域内に住所を有しない者については、月額4,000円)とし、昭和56年度にあつては月額4,500円(市の区域内に住所を有しない者については、月額4,800円)とする。</p> <p>3 市の区域内に住所を有する者の納付すべき入学料の額は、第2条第1項第3号の規定にかかわらず、昭和55年度にあつては1,200円とし、昭和56年度にあつては1,400円とする。</p> <p>4 <u>第4条及び第5条の規定にかかわらず、市長は、東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)により、甚大な被害を受けたと認めた者に対しては、入学考査料及び入学料を免除することができる。</u></p> <p>5 <u>前項の規定に基づき入学考査料及び入学料を免除したときは、第7条の規定にかかわらず、平成23年3月11日以後に納付された入学考査料及び入学料は、還付する。</u></p> | <p>○盛岡市立高等学校授業料等条例 <略> (授業料等の還付の制限)</p> <p>第7条 既納の授業料等は、還付しない。ただし、第3条第1項ただし書の規定により前納した授業料については、この限りでない。</p> <p>附 則</p> <p>1 この条例は、昭和40年4月1日から施行する。</p> <p>2 授業料の額は、第2条第1項第1号の規定にかかわらず、昭和55年度にあつては月額3,500円(市の区域内に住所を有しない者については、月額4,000円)とし、昭和56年度にあつては月額4,500円(市の区域内に住所を有しない者については、月額4,800円)とする。</p> <p>3 市の区域内に住所を有する者の納付すべき入学料の額は、第2条第1項第3号の規定にかかわらず、昭和55年度にあつては1,200円とし、昭和56年度にあつては1,400円とする。</p> |

7

議案第 83 号

盛岡市屋外広告物条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）により甚大な被害を受けたと認められた者について、屋外広告物の許可の表示等に係る手数料を免除できるようにしようとするものである。

2 改正の内容

東日本大震災により甚大な被害を受けたと認められた者について、屋外広告物の許可の表示等に係る手数料の免除及び還付に関する特例を定める。

3 施行期日

公布の日

盛岡市屋外広告物条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>○盛岡市屋外広告物条例 平成19年12月25日条例第68号</p> <p><略></p> <p>附 則</p> <p>1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第5章の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この条例の施行の日前に岩手県屋外広告物条例（昭和46年岩手県条例第44号）の規定に基づきなされた手続、処分その他の行為は、この条例の相当規定に基づきなされたものとみなす。</p> <p>3 この条例の施行の際現に適法に表示され、又は設置されている広告物等でこの条例に適合しないこととなるものについては、この条例の規定にかかわらず、この条例の施行の日から3年間（岩手県屋外広告物条例の規定により許可を受けたものにあつては、当該許可の期間）は、当該広告物等を表示し、又は設置することができる。</p> <p>4 <u>第45条第1項本文の規定にかかわらず、市長は、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）により甚大な被害を受けたと認めた者に対しては、手数料の全部又は一部を免除することができる。</u></p> <p>5 <u>前項の規定に基づき手数料を免除したときは、第45条第2項の規定にかかわらず、平成23年3月11日以後に納付された手数料のうち、免除した手数料の額に相当する金額を還付する。</u></p> <p><略></p> | <p>○盛岡市屋外広告物条例 平成19年12月25日条例第68号</p> <p><略></p> <p>附 則</p> <p>1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第5章の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この条例の施行の日前に岩手県屋外広告物条例（昭和46年岩手県条例第44号）の規定に基づきなされた手続、処分その他の行為は、この条例の相当規定に基づきなされたものとみなす。</p> <p>3 この条例の施行の際現に適法に表示され、又は設置されている広告物等でこの条例に適合しないこととなるものについては、この条例の規定にかかわらず、この条例の施行の日から3年間（岩手県屋外広告物条例の規定により許可を受けたものにあつては、当該許可の期間）は、当該広告物等を表示し、又は設置することができる。</p> <p><略></p> |

議案第 84 号

盛岡市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例について

1 制定の趣旨

工場又は事業場の新規立地や設備投資を促進し、産業を振興するため、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）第10条第1項の規定に基づき、工場立地法（昭和34年法律第24号）で定められている工場又は事業場の敷地面積に対する緑地及び環境施設の面積の割合に関する基準を緩和する特例を定めようとするものである。

2 条例の内容

「盛岡広域地域産業活性化基本計画」に定める「工場立地法の特例措置を実施しようとする区域」について、土地利用状況や周辺環境に応じて緑地及び環境施設の確保割合を次のとおり緩和する。

制定前

| 対象地区 | 工場敷地面積に対する確保割合 (緑地/環境施設) |
|------|-----------------------------|
| 市全域 | 20%/25% |

制定後

| 区分 | 対象地区 | 工場敷地面積に対する確保割合 (緑地/環境施設) |
|----|--|-----------------------------|
| 甲種 | 盛岡南新都市産業等用地, 青山地区工業用地, みたけ地区工業用地 | 15%/20% |
| 乙種 | 盛岡工業団地, 芋田地区工業地域, 生出地区工業用地, 四十四田工業団地, 上武道地区工業用地, 芋田向地区工業用地 | 10%/15% |

3 施行期日

平成23年7月1日

議案第 85 号

盛岡市公民館条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

中央公民館に設置する第 1 企画展示室及び第 2 企画展示室の使用料を定めようとするものである。

2 改正の内容

中央公民館に設置する第 1 企画展示室及び第 2 企画展示室の使用料は、次表のとおりとする。

| 区分 | 午前 9 時 から正午 まで | 午後 1 時 から午後 5 時まで | 午後 6 時 から午後 9 時まで | 午前 9 時 から午後 5 時まで | 午後 1 時 から午後 9 時まで | 午前 9 時 から午後 9 時まで |
|-----------|----------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 第 1 企画展示室 | 2,900 円 | 3,800 円 | 2,900 円 | 6,700 円 | 6,700 円 | 9,600 円 |
| 第 2 企画展示室 | 1,500 円 | 2,000 円 | 1,500 円 | 3,500 円 | 3,500 円 | 5,000 円 |

3 施行期日

教育委員会規則で定める日

4 その他

閉鎖した郷土資料展示室を第 1 企画展示室及び第 2 企画展示室として整備するものである。

議案第102号

専決処分につき承認を求めることについて

(盛岡市平成23年東北地方太平洋沖地震による災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例)

1 制定の趣旨

平成23年東北地方太平洋沖地震による災害の被害者の権利利益の保全等を図るため、行政上の権利利益に係る満了日の延長及び期限内に履行されなかった義務に係る免責について定めようとするものである。

2 条例の内容

(1) 行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置

東北地方太平洋沖地震による災害の被害者に係る権利利益について、平成23年8月31日を限度として、これらの権利利益に係る満了日を告示により延長する措置をとることができることとする。

なお、延長の措置を平成23年9月1日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、満了日を更に延長できることとする。

(例) 許可期間が平成23年5月31日までである場合に、これを8月31日までに延長できるととなる。

(2) 期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置

平成23年3月11日から同年6月29日までの間に条例等に規定されている履行期限が到来する義務であって、東北地方太平洋沖地震による災害により当該履行期限が到来するまでに履行されなかったものが、同月30日までに履行されたときは、不履行に係る行政上及び刑事上の責任(過料に係るものを含む。)は問われないものとする。

なお、免責の措置を平成23年7月1日以後においても特に継続して実施する必要があるときは、新たに、免責に係る期限を規則で定めることができることとする。

(例) 督促を受けた分担金の納期限が5月31日であったが、震災により納付が遅れ、6月29日に納付された場合は、延滞金は発生しないこととなる。

3 施行期日

公布の日

議案第 103 号

専決処分につき承認を求めることについて

(盛岡市市税条例の一部を改正する条例)

1 改正の趣旨

地方税法（昭和25年法律第 226号）の改正に伴い、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例を設けようとするものである。

2 改正の内容

東日本大震災により生じた住宅や家財等に係る損失の雑損控除について、平成23年度分の個人の市民税から適用を可能とする。

(※繰越可能期間については、法改正により、現行の3年から5年へ延長)

3 施行期日

公布の日

盛岡市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|---|-------------------------------------|
| <p>○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号</p> | <p>○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号</p> |
| <p><略></p> | <p><略></p> |
| <p>附 則</p> | <p>附 則</p> |
| <p>(東日本大震災に係る雑損控除額等の特例)</p> | |
| <p>第36条 所得割の納税義務者の選択により、法附則第42条第3項に規定する特例損失金額（以下この条において「特例損失金額」という。）については、平成22年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第36条の2の規定により控除された金額に係る当該特例損失金額は、その者の平成24年度以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、平成23年において生じなかつたものとみなす。</p> | |
| <p>2 前項の規定の適用を受けた所得割の納税義務者の同項の規定により適用される第36条の2の規定により控除された金額に係る特例損失金額が平成24年以後の各年において生じたものである場合における前項の規定の適用については、同項中「平成23年」とあるのは、「当該特例損失金額が生じた年」とする。</p> | |
| <p>3 第1項前段の場合において、第36条の2の規定により控除された金額に係る特例損失金額のうち、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする施行令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第42条第3項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この条において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の平成24年度以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、平成23年において生じなかつたものとみなす。</p> | |
| <p>4 第1項の規定の適用を受けた所得割の納税義務者の同項の規定により適用される第36条の2の規定により控除された金額に係る親族資産損失額が</p> | |

| 改正後 | 改正前 |
|---|-----|
| <p>平成24年以後の各年において生じたものである場合における前項の規定の適用については、同項中「平成23年」とあるのは、「当該親族資産損失額が生じた年」とする。</p> <p>5 第1項の規定は、平成23年度分の第38条第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第38条の2第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り適用する。</p> | |